令和７年度　学校図書館のための高槻市立図書館利用案内

貸出券の再発行・更新

・学校図書館貸出券は、各学校に1枚発行しています。
・高槻市立図書館ホームページの「学校関係者のみなさまへ」から学校図書館団体貸出の手続き・学校図書館連絡車の申し込みはこちらより「学校図書館連絡車運行ルート」を参照してから、「令和7年度　学校図書館貸出券・学校図書館連絡車の運行について」を入力します。（あらかじめ利用者登録が必要です。）
・学校図書館貸出券の有効期間は、毎年度末3月31日までです。毎年4月1日以降に更新手続きをしてください。延滞図書があると、有効期間の更新ができません。

NEW

スマホ貸出券

学校図書館貸出券が手元になくても、スマートフォンで貸出券を表示することができます。スマートフォンで、図書館ホームページのトップ画面からログインして「スマホ貸出券」で貸出券バーコードを表示できますので、自動貸出機でご使用ください。

パスワード

パスワードの更新手続きは不要です。
パスワードがわからない時は、中央図書館までご連絡ください。

図書の団体貸出し・返却・延長

貸出冊数：５００冊

・各図書館で貸出しできます。
・JR駅前図書コーナー、上牧駅前自動図書貸出返却コーナー**各5冊まで**、6公民館（南大冠・三箇牧・今城塚・五領・磐手・日吉台）及び樫田支所で、**一度に5冊まで合計20冊まで**予約をしておいた図書を受取れます。（500冊の貸出枠内に含みます）

貸出期間：３０日（下記の「貸出期間延長」もご覧ください）

注意点：

・貸出券を忘れた時は、貸出しできません。（スマホ貸出券を除く）
・図書館カウンターでの貸出しは、**平日の17時30分**までです。
・延滞図書（セット貸出しを含む）があると貸出しできません。
・大型絵本・大型紙芝居の貸出しは各2点までです。
・視聴覚資料の貸出しや、**同じ本の複数冊貸出しはできません。**（必要な時は図書館にご相談ください）
・たかつき電子図書館は、利用できません。

貸出期間の延長：

・延長手続きを行った日から14日後が新たな返却日です。**1回のみ延長できます。**
なお延長できる条件は次の3点です。
① 延長希望の図書に次の予約がないこと。
② 延長希望の図書が返却期限内であること。
③ 他に借りている図書に延滞がないこと。
・手続きは、図書館ホームページからご自身でおこなってください。
（貸出券番号・パスワードでログイン後、利用者メニューの貸出更新ボタンで延長できます）

NEW

学校図書館連絡車での運搬について（図書館　⇔　小・中学校）

・団体貸出し（貸出し）がある時、団体貸出し・セット貸出し（返却）がある時・返却用に空ケースが必要な時、リユース図書の運搬が必要な時は、運搬用ケース・運搬冊数の数などを必ず**運行日の前日17時までに高槻市簡易電子申込**で入力してください。
＊高槻市立図書館ホームページの「学校関係者のみなさまへ」から学校図書館団体貸出の手続き・学校図書館連絡車の申し込みはこちらより「学校図書館連絡車運行ルート」を参照してから、「令和7年度　学校図

書館連絡車の申し込み」を入力します。（あらかじめ利用者登録が必要です。）
・学校図書館連絡車の利用は、1校1回あたり運搬用ケースを**貸出し・返却 各6ケース（セット貸出しを含む）まで**です。
・団体貸出し終了後、図書館に置いている「学校図書館連絡車運搬用紙（貸出用）」を1ケースにつき1枚入れてください。ケースの側面には学校名が書かれた札をつけてください。
・大型絵本・大型紙芝居を借りる場合は、絵本袋に直接、学校名が書かれた札をつけてください。
・返却の際は、「学校図書館連絡車運搬用紙（返却用）」は、各自図書館ホームページから印刷し、1ケースにつき1枚入れてください。ケースの側面には、学校名が書かれた札をつけてください。
・学校図書館連絡車を利用できる図書館(中央・小寺池・服部)と、運行日は、小学校・中学校ともに決まっています。
（例） 中央ルートの小・中学校・・・・・・・ 木曜日運行
小寺池・服部ルートの小・中学校・・・ 金曜日運行
・本の表面をいためる原因になりますので、ケースの中に砂やちりが入らないようにしてください。
・車両の運搬容量(80ケース)を超えた時点で運搬をお断りいたします。

図書の受渡し

・学校へ到着する約10分前に、学校図書館連絡車の運転手が、担当の方に電話します。
・学校の1階連絡便ボックスの前で、連絡車の運転手が、図書の入った運搬用ケースを担当の方にお渡しします
（**受渡場所の指定や、学校図書館までの運搬はできません**）

図書の予約

予約冊数：１００冊まで
・各図書館を受取場所に指定することができます。
・JR駅前図書コーナー、上牧駅前自動図書貸出返却コーナー、6公民館（南大冠・三箇牧・今城塚・五領・磐手・日吉台）及び樫田支所を受取場所として、各5冊まで予約することができます。
（100冊の予約枠内に含みます）
・大型絵本・大型紙芝居の予約は各2点までです。
・視聴覚資料の予約や、**同じ本の複数冊予約はできません**（必要な時は図書館にご相談ください）
・予約した図書は、取置期間内にお受取りください。
・延滞図書があると、図書の予約ができません。

その他

高槻市立図書館ホームページの「学校関係者のみなさまへ」に「学校図書館団体貸出」の項目がありますのでご覧ください。

高槻市立中央図書館

住所：高槻市桃園町 2-1　電話：674-7800
高槻市立図書館ホームページ：https://www.library.city.takatsuki.osaka.jp/

・小寺池図書館	住所：高槻市西五百住町 1-1	電話：696-2880
・芝生図書館	住所：高槻市芝生町 4-3-11	電話：678-7401
・阿武山図書館	住所：高槻市奈佐原 2-11-12	電話：693-9333
・服部図書館	住所：高槻市浦堂 2-15-1	電話：668-1085
・ミューズ子ども分室	住所：高槻市白梅町 7-1	電話：683-1911

R7.4.1

不明本、汚損・破損本について（学校図書館団体貸出し・セット貸出し）

不明本、汚損・破損本に気づいたら

不明本の場合

学校図書館で探してください。一定期間探しても見つからない場合は、すでに返却されていないか、市立図書館でも確認しますのでご連絡ください。

汚損・破損本の場合

汚損・破損の程度を確認するため、現物を図書館にご持参ください。修復可能であれば返却できます。

⇓

返却日を経過すると「延滞図書」になります。この時点で教育指導課まで報告してください。

不明本、汚損・破損本の貸出しの状態が、延滞の場合は、貸出しの追加や予約はできません。

⇓

市立図書館窓口で「資料紛失・汚損・破損届」を提出する手続きをしてください。手続きから弁償終了までは、高槻市立図書館ホームページの利用者メニューでは、該当本は「紛失」表示になります。

1か月を目途に紛失・汚損・破損した本人または学校が弁償します。

★届出後、あるいは弁償後に不明本が見つかった場合は、図書館にお持ちください。弁償後の場合は、見つかった本のバーコード等を取り除き、学校図書館の方にお返しします。汚損・破損本の弁償後の本は、汚損・破損本のバーコード等を取り除き、学校図書館の方にお返ししますので、弁償された方にお渡しください。

高槻市立図書館HP「学校図書館のみなさまへ」に掲載

参考「学校図書館充実・活用（指導の手引き）」

R7.4.1